

# 【国民年金保険料免除等の手続きはお早めに!】

7月から免除等を受けるためには、申請が必要です

国民年金の保険料は月額1万3580円(平成17年度)ですが、所得が少ないなどの理由で保険料負担が困難な人のために、申請することにより保険料が免除される「申請免除制度」や、納付が猶予される「若年者納付猶予制度(20歳代の方)」があります。

平成16年度(平成16年7月~平成17年6月の間)に国民年金保険料の免除等の申請をして承認された方で、引き続き平成17年7月以降も免除等を希望する場合は、改めて手続きが必要です。

申請免除等の種類  
原則、前年の所得に基づいて審査が行われます。

- 全額免除
- 半額免除(保険料の半額納付が必要)
- 若年者納付猶予(20歳代の方)手続きに必要なもの
- 年金手帳
- 印鑑(本人が署名する場合は不要)

平成16年の所得のわかるもの(申請者本人・申請者の配偶者・世帯主の分。ただし、若年者納付猶予のみ申請する方は申請者本人・申請者の配偶者の分)

源泉徴収票・確定申告書の写し・所得扶養証明書 など  
失業等を理由とする場合はそのことがわかるもの

雇用保険被保険者離職票の写し・雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の写し など  
老齢基礎年金額

免除等が承認された期間は、老齢基礎年金を受けるための期間として算入されますが、受給の際は次のようになります。

- 全額免除期間...通常の1/3の金額が反映されます。
- 半額免除期間...通常の2/3の金額が反映されます。(保険料の半額納付をした場合)
- 若年者納付猶予期間...金額には反映されません。

なお、免除や納付猶予を承認された期間の国民年金保険料は、10年以内であれば後から納めること(追納)ができます。ただし、承認された年度から

2年を経過して追納する場合は、当時の保険料に加算額が上乘せられます。

加算額は、経過期間が長くなるほど高くなりますので、ご注意ください。

追納についての相談は、新潟西社会保険事務所まで、お願いします。

問い合わせ先

市民課 国民年金係

☎63 5112

各支所市民課 国民年金担当係

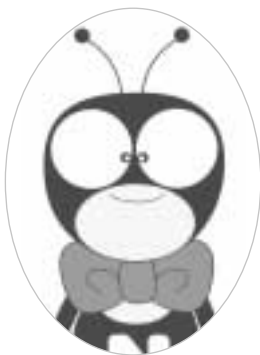
または

年金電話相談センター

☎025 240 4165

新潟西社会保険事務所

☎025 225 3001



障害基礎年金  
受給者の方へ

7月に現況届等の提出が必要な方には、新潟西社会保険事務所から案内が届きます。7月29日(金)までに忘れずに提出してください。

なお、提出がされないときは、年金の支払が一時止まりますので、ご注意ください。

提出の際には、年金受給者の印鑑をお持ちください。(平成16年中の所得について申告をしていただく場合があります)

8月定例社会保険事務  
相談所(年金相談等)の  
開設について

佐和田商工会 ☎52 3148

10日(水)  
受付 午後1時30分~3時30分

西津商工会 ☎27 5128

11日(木)  
受付 午前9時~11時

小木町商工会 ☎86 2216

11日(木)  
受付 午前9時~10時30分

佐渡西警察署交通課 ☎74 0110

夏の交通事故防止運動

7月22日(金)~31日(日)

「夏の道 ゆとりとマナーで さわやか運転」

重点目標

暴走・疲労運転の追放

全座席シートベルトの着用

期間中、島内では観光客、帰省客などで交通量が多くなる

ことが予想されます。それに伴い

交通事故の多発が懸念されること

から、ドライバーも、歩行者・自

転車に乗る人もお互いに交通ル

ールを守り、他人に迷惑をかけ

ないよう、また相手に

対する思いやりの心を

持って交通事故防止に

努めてください。



交通安全ファミリー作文募集

テーマ「我が家の交通安全」

交通安全につながる日常の会

話や身近な体験などをお寄

せください。

応募期限

9月10日(土)(当日消印有効)

応募区分/小学校の部・中学生

の部・父親・母親・一般の部・高齢

者の部(65歳以上の方)

各種賞もありです。詳しくは

お問い合わせください。

お問い合わせ先

佐渡西警察署交通課